

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

② たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	20年～60年
構築物	10年～50年
医療用器械備品	2年～30年
その他の器械備品	3年～20年
車両運搬具	2年～4年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産について

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40年法律第34号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度までに発生していると認められる額を計上しております。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接控除する方法）を採用しております。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上しております。

(6) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物	2,746,956 千円
土地	870,102 千円
計	<u>3,617,058 千円</u>

担保付債務は、次のとおりであります。

短期借入金	258,000 千円
1年内返済予定の長期借入金	315,062 千円
長期借入金	1,838,513 千円
計	<u>2,411,575 千円</u>

(7) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 有形固定資産の減価償却累計額 5,232,623 千円

② 補助金等の内訳等

補助金等の内訳

内訳		交付者	金額 (千円)	計上区分
運営費	新型コロナウイルス 感染症対策事業補助金	山梨県	141,074	本来業務
		山梨市	4,500	本来業務
	その他	山梨県	52,679	本来業務
		山梨市	1,080	本来業務
小計			199,333	
施設整備	新型コロナウイルス 感染症対策事業補助金	山梨県	22,136	特別利益
		小計	22,136	
計			221,469	